

和光北インター東部地区を核とした  
未来志向の魅力的なエリア創造に関する協定書

和光市（以下「甲」という。）とジャパンエレベーターサービスホールディングス株式会社（以下「乙」という。）とは、互いに連携し、和光北インター東部地区を核とした周辺地区的地域資源を活かし、魅力的なエリアとするため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、「イノベーション×ウェルネス」のコンセプトに基づき、甲及び乙の緊密な相互の連携と協働により、対象地区の価値を高めることを目的とする。

（対象地区）

第2条 本協定の対象は、別紙に示す地区とする。

（連携事項）

第3条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について連携するものとする。ただし、乙は土地や建物等の資産の拠出や施設の建設・整備に関しては義務を負わないものとし、次に掲げる事項の具体的な連携内容については別途協議により決定するものとする。

- (1) 賑わいの創出に関すること。
- (2) 地域コミュニティ活性化に関すること。
- (3) 官民空間の有効活用に関すること。
- (4) イノベーション（新たな価値の創造）に関すること。
  - ・地域との共創により新たな地域資源等を生み出すこと。
  - ・最先端技術の活用に関すること。
- (5) ウェルネス（心身共に豊かで充実したライフスタイルの実現）に関すること。
  - ・総合的な心身の健康増進に関すること。
  - ・人と人とのつながりによる社会的な健康に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、対象地区の価値を高めるために必要な事項に関すること。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期限が満了する日から1年間本協定は更新（自動更新）され、その後も同様とする。

（本協定の変更）

第5条 甲又は乙から、本協定の内容について変更の申出があったときは、その都度協議を行うものとする。

（機密の保持）

第6条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た相手方の秘密情報を漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合、甲及び乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができるものとする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、署名押印のうえ、各自1通を所有する。

令和7年4月3日

甲 埼玉県和光市広沢1番5号

和光市

和光市長 柴崎 光子

乙 東京都中央区日本橋1-3-13東京建物日本橋ビル5階

ジャパンエレベーターサービスホールディングス株式会社

代表取締役会長兼社長 CEO 石田 克史

## 対象地区図

